

空き家バンクへ登録してみませんか？

登録して有効活用を！

町には、現在使用されていない家屋を有効活用できるような空き家バンク制度があります。

○空き家バンク制度とは

空き家の賃貸・売却を希望する方からの情報を利用したい方に紹介する制度です。

なお、この制度を利用するためには、登録が必要です。



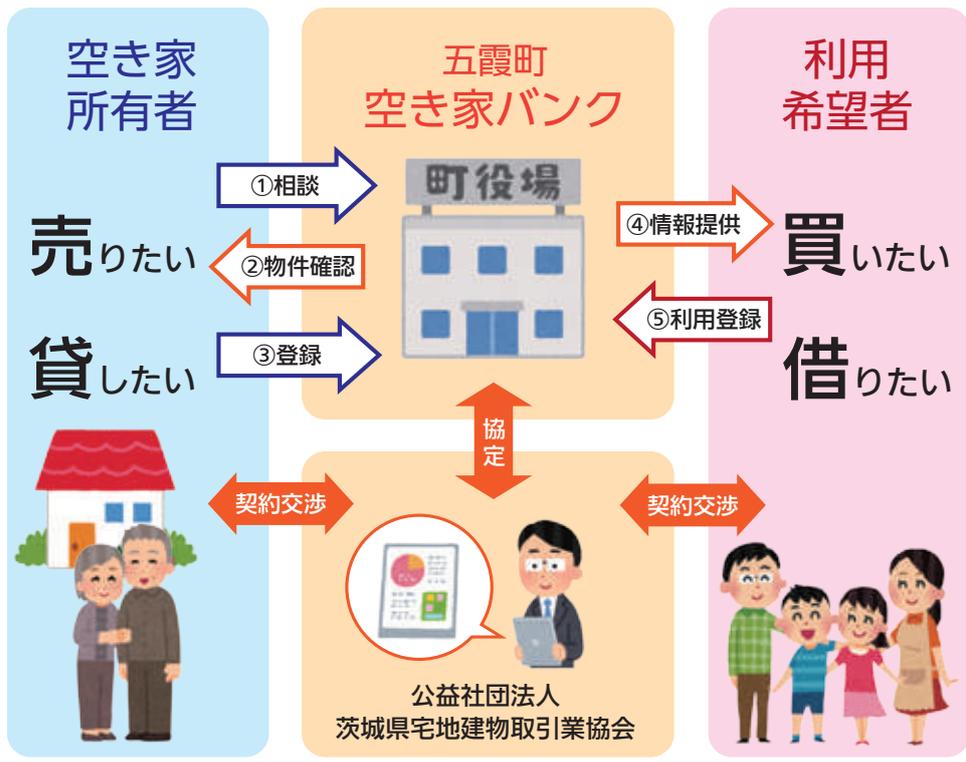
登録後の流れ

物件の売買、賃貸借に関する交渉や契約は、町と協定を締結している公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会から推薦を受けた媒介業者と行うこととなります。

○お問い合わせ

生活安全課 暮らし環境G
☎(84)3618 (直通)

空き家バンクへの登録と利用について



春の全国火災予防運動 火を消して 不安を消して つなぐ未来

3月1日(金)から7日(木)までは、春の全国火災予防運動の期間です。

火災予防運動は、住民のみなさんに防火に対する意識を一層高めていただき、火災の発生を防止することにより、尊い生命を守り、貴重な財産の損失を防ぐことを目的としています。

冬から春にかけては空気が乾燥しやすく、火災が起こりやすい季節です。みなさんの家庭や地域、職場を火災から守るよう、十分に気をつけましょう。

《4つの習慣》

- ①寝たばこは絶対にしない、させない
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
- ③コンロを使うときは火のそばを離れない
- ④コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く

《6つの対策》

- ①ストーブやコンロは安全装置の付いた機器を使用する
- ②住宅火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- ③カーテン等は防災品を使用する

- ④消火器を設置し、使い方を確認しておく
- ⑤避難の経路と方法を常に確保し、備えておく
- ⑥防火訓練への参加などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

《みなさんへのお願い》

春の火災予防運動の期間中は、消防団員が夜間、管轄する行政区を巡回しますので、ご理解ご協力をお願いします。

また、火災現場へ見に行く行為は危険が伴う上、消火活動の妨げになりますので、ご遠慮願います。

○お問い合わせ

生活安全課 防災G
☎(84)3618

